

廃棄物処理法に基づく基本的な方針の変更（案）の概要
（パブリックコメント実施時（平成 22 年 10 月 21 日～11 月 19 日）提示分）

【変更のポイント】

1 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

- ・今なお、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄など不適正処理等は未解決。
また、近年は、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応が急務。
- ・諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進める。
- ・低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組むことで、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながる。

2 廃棄物の適正な処理に関する目標

- ・目標年度：平成 27 年度
- ・減量化の目標量

	一般廃棄物		産業廃棄物	
排出量（平成 19 年度に対し）	約 5%削減		+ 1%に抑制	
再生利用量	H19 20%	H27 25%に増加	H19 52%	H27 53%に増加
最終処分量（平成 19 年度に対し）	約 22%削減		約 12%削減	

3 廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

各主体の取り組み

廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保

- ・一般廃棄物の収集運搬は、低公害車導入やバイオ燃料の利用を促進。
- ・廃棄物系バイオマスの利活用は、地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進。
- ・事業者は、産業廃棄物処理を委託する場合、その処理状況に関し、一連の処理が適正に行われることを確保すること。
- ・悪質な業者に対し地方公共団体は、行政処分を迅速かつ厳正に行うこと。

優良な処理業者の育成

不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の輸出入

- ・廃棄物の輸入については、国内における適正処理が確保されて限りにおいて積極的に推進。

4 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

- ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備の促進。
- ・ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組む。

産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

地域住民に対する情報公開の促進

5 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

- ・レアメタル回収技術、廃棄物バイオマスの利活用推進の研究、地方公共団体の施策と連携した地域独自の課題についての調査研究、廃棄物熱回収の効率化技術の開発を推進。